

# 佐世保市敬老会助成金交付申請書

佐世保市長 様

令和 年 月 日

**◆申請者** ※「団体名・住所・代表者氏名」は、提出書類すべて同じようにご記入ください。

|         |  |                                    |
|---------|--|------------------------------------|
| 団体(施設)名 |  | 施設を除く団体は、市へ報告している団体名を記入ください。       |
| 住所      |  | 施設を除く団体は、公民館の所在地でなく、代表者の住所を記入ください。 |
| 代表者氏名   |  |                                    |
| 電話番号    |  |                                    |

佐世保市補助金等交付規則第3条及び佐世保市敬老会助成金交付要綱第6条の規定に基づき、令和8年度佐世保市敬老会助成金として、次のとおり補助金を申請します。  
 また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。  
 なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。

**◆敬老会等実施計画** ※予定されている敬老行事の内容を、漏れなくご記入ください。

|          |               |  |
|----------|---------------|--|
| 実施(予定)日  |               | 敬老会を開催せず、金品贈呈のみ行う場合は、贈呈予定日を記入                        |
| 実施(予定)場所 |               | 敬老会を開催せず、金品贈呈のみ行う場合は、記入不要                            |
| 出席(予定)者数 | 75歳以上 人、その他 人 | 敬老会を開催せず、金品贈呈のみ行う場合は、贈呈予定者数を記入                       |
| 実施(予定)内容 |               | (記入例)<br>・カラオケを楽しみながら食事をし、交流を深める。<br>・各戸訪問し、お茶を贈呈する。 |

**◆補助申請金額**

[計算式] ※75歳以上者の名簿の添付が必要です。

「75歳以上者数( )人」×600円 = ( )円

**◆敬老会等収支予算** ※記入例を参考に、敬老行事の収支の予定額を、漏れなくご記入ください。

| 収入(予定)額 | 支出(予定)額 | 記入例           |              |
|---------|---------|---------------|--------------|
|         |         | 収入(予定)額       | 支出(予定)額      |
| (補助金) 円 | 円       | (補助金) 10,000円 | 飲食費 15,000円  |
| 円       | 円       | 町内会費 15,000円  | 記念品 5,000円   |
| 円       | 円       |               | タクシー代 5,000円 |
| 合計 円    | 合計 円    | 合計 25,000円    | 合計 25,000円   |

**※ 記入上の注意**

◎ 太枠内を漏れなく記入してください。

## 誓約事項

- 1 私は、「佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)」(以下「暴力団排除条例」という。)に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- 2 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
  - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
  - (2) 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
  - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
  - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
  - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
  - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者